

～期日前投票について～

燕庁舎・分水総合体育館は受付終了時刻が夕方5時までとなっています。

燕市役所と時間が異なりますのでご注意ください。

入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」になっています。事前に記入してお持ちいただくと、受付が早く済みます。

期日前投票宣誓書 ※投票日に投票される方は記入不要です。			
私は、選挙の当日、下記の事由に該当する見込みであることを誓います。			
<input type="checkbox"/> 仕事・学業・冠婚葬祭		<input type="checkbox"/> 病気・けが・出産など	
<input type="checkbox"/> 他市町村に住所移転		<input type="checkbox"/> 旅行・買物などで外出	
<input type="checkbox"/> 交通至難の離島に滞在		<input type="checkbox"/> 天災又は悪天候など	
燕市選挙管理委員会委員長 宛			令和8年 月 日
住所	燕市		
氏名		生年月日	明・大 昭・平 年 月 日
表面に記載されている方がお書きください。			

～投票所の入場券は一人1枚のハガキで郵送されます～

今回の選挙に限り、入場券は一人1枚の個人単位でシール式はがきが郵送されます。

入場券は中面になりますので、投票所にお出かけの際は、接着面をはがし、切り取り線で切り離してお持ちください。

入場券が届かなかったり、なくしてしまっても、選挙人名簿に登録されている人であれば投票できます。

～不在者投票について～

■指定病院・老人ホームなどに入院、入所している人

入院・入所している病院などが不在者投票指定施設の場合で、投票日当日に投票所へ行けない人は、その病院で投票できますので入院・入所されている施設へお問い合わせください。

■仕事や旅行などで他の市町村に滞在している人

燕市外に滞在中の人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票を行うことができます。この制度で投票する場合は、事前に投票用紙などを文書で燕市選挙管理委員会に請求する必要があります。不在者投票請求書は燕市ホームページよりダウンロードできます。

■郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障がいがある人は、自宅で投票する「郵便等による不在者投票制度」を利用できます。この制度で投票できるのは法律で決められた要件に該当する方のみとなります。要件等の詳細はこちらのQRコードから燕市ホームページをご確認ください。

～在外投票制度について～

投票方法は、①在外公館投票、②郵便等による在外投票、③帰国投票の3つです。



～開票について～

開票は2月8日(日)の午後9時00分から、燕市民体育館(大曲)で行います。開票所では入場制限は行いませんが、参観の方は係員の指示に従ってください。

